

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年1月27日 06時40分ごろ
発生場所	愛媛県上島町弓削島西方沖 弓削港一文字防波堤南灯台から真方位179° 1,060m付近 (概位 北緯34°14.9′ 東経133°12.0′)
事故の概要	漁船第3幸平丸及び遊漁船すなだ丸は、共に南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年2月20日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第3幸平丸、7.3トン EH2-5176（漁船登録番号）、個人所有 B 遊漁船 すなだ丸、4.6トン HS3-50729（漁船登録番号）、個人所有 第281-23516号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A のり採取機のパイプに曲損 B 船首船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：07時08分ごろ、常用薄明開始時刻：06時42分ごろ
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、のり網漁の目的で、上島町弓削島南西の係留地を出港した。 船長Aは、A船には法定灯火の設備がなく、また日出前であったものの、周囲が明るくなっている所以他船からA船は視認できると思い、弓削瀬戸を人が歩くよりやや速い速力で航行を続けた。 船長Aは、これまでは後方から接近してくる他船がA船を避けてくれたので、同様にA船を避けてくれると思い、船首方のみの見張りを行っていたので、後方から接近するB船に気付かないまま航行を続け、A船の船尾部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、弓削瀬戸を、約14ノットの対地速力で手動操舵により南進した。 B船は、船長Bが、前路に航行の支障となる他船等はいないと思い、目視のみで見張りを行って前路にいたA船に気付かないまま航行を続け、A船と衝突した。

	<p>船長Bは、慣れた海域であったので、目視のみで航行できると思い、レーダーを作動させていなかった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>A船は、法定灯火の設備がない状態で南進中、船長Aが、周囲が明るく他船からA船は視認でき、後方から接近する他船がA船を避けてくれると思い、船首方の見張りのみを行いながら航行を続けたことから、後方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南進中、船長Bが、レーダーを作動させずに目視のみによる見張りをを行いながら航行を続けたことから、法定灯火の設備がない状態で前路にいたA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、慣れた海域であったことから、レーダーを作動させずに目視のみによる見張りをを行いながら航行を続けたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が法定灯火を表示していなかったことから、前路にいたA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が南進中、B船が南進中、船長Aが、周囲が明るく他船からA船は視認できると思い、法定灯火の設備がない状態で船首方の見張りのみを行いながら航行を続け、また、船長Bが、慣れた海域でもあり目視のみで航行できると思い、レーダーを作動させずに目視のみによる見張りをを行いながら航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、周囲が明るくなっても、日没から日出までの間は、灯火の設備がない船舶を航行させないこと。 ・ 船長は、夜間に航行する際は、慣れた海域であっても目視のみでは確認できない船がいることもあるので、レーダーを活用して、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。